

# 四半期報告書

(第9期第1四半期)

株式会社紀陽ホールディングス



---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営上の重要な契約等】 .....	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	6
第3 【提出会社の状況】 .....	11
1 【株式等の状況】 .....	11
2 【役員の状況】 .....	17
第4 【経理の状況】 .....	18
1 【四半期連結財務諸表】 .....	19
2 【その他】 .....	26
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	27

四半期レビュー報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年8月9日

**【四半期会計期間】** 第9期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

**【会社名】** 株式会社紀陽ホールディングス

**【英訳名】** Kiyō Holdings, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 片山博臣

**【本店の所在の場所】** 和歌山市本町1丁目35番地

**【電話番号】** (073)426-5111(代表)

**【事務連絡者氏名】** グループ企画部グループ統括リーダー 葉糸正浩

**【最寄りの連絡場所】** 同上

**【電話番号】** 同上

**【事務連絡者氏名】** 同上

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

		平成24年度第 1 四半期 連結累計期間	平成25年度第 1 四半期 連結累計期間	平成24年度
		(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月 30 日)	(自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月 30 日)	(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月 31 日)
経常収益	百万円	21,310	19,883	87,206
経常利益	百万円	5,023	5,651	27,242
四半期純利益	百万円	3,207	3,978	—
当期純利益	百万円	—	—	18,125
四半期包括利益	百万円	4,936	△927	—
包括利益	百万円	—	—	27,750
純資産額	百万円	185,300	187,273	190,604
総資産額	百万円	3,894,311	3,986,181	3,927,469
1株当たり四半期純利益金額	円	4.35	5.45	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	24.31
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	3.16	4.76	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	19.49
自己資本比率	%	4.70	4.63	4.79

(注) 1 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 自己資本比率は、( (四半期) 期末純資産の部合計 - (四半期) 期末新株予約権 - (四半期) 期末少数株主持分) を (四半期) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当社と当社連結子会社である株式会社紀陽銀行（以下、「紀陽銀行」）は、平成25年5月13日開催のそれぞれの取締役会において、定時株主総会及び種類株主総会の承認並びに監督官庁の認可等を前提として、紀陽銀行を存続会社として合併することを承認決議し、合併契約を締結いたしました。

なお、当該合併についての株主総会決議は、それぞれの株主総会において、平成25年6月27日に承認可決されました。

#### (1) 合併の目的

当社は、平成18年2月に、紀陽銀行と株式会社和歌山銀行の経営統合をスムーズに進めていくことを目的に、両行の持株会社として設立されました。以降、平成18年10月の両行の合併をはじめとする経営統合の推進や統合効果の早期実現に取り組んでまいりましたが、合併以降6年以上が経過した現在において、当社設立時の目的はほぼ達成されたものと考えております。

一方、この間の当社を取巻く経営環境は大きく変化しており、今後、経営判断のさらなるスピード化やより一層のガバナンスの強化などが求められることが予測されます。

これらを踏まえ当社では、意思決定の迅速化や業務の効率化を図り、より健全かつ強固な財務基盤を確立し、円滑な金融機能の発揮によって地域経済の活性化に引き続き貢献していくため、このたび純粋持株会社制を廃止し、事業子会社である紀陽銀行を中心とした、よりシンプルなグループ体制への再編を図ることとしたものです。

#### (2) 合併する相手会社

商号	株式会社紀陽銀行
----	----------

#### (3) 合併の方法、合併後の会社の名称

合併の方法	株式会社紀陽銀行を存続会社とする吸収合併とし、当社は解散いたします。
合併後の会社の名称	株式会社紀陽銀行

#### (4) 合併に係る割当ての内容

会社名	株式会社紀陽銀行 (吸収合併存続会社)	株式会社紀陽ホールディングス (吸収合併消滅会社)
合併比率	10	1

当社の普通株式（ただし、当社が保有するものは除く。）10株に対して、紀陽銀行の普通株式1株を割当て交付いたします。

また、当社の第4回第一種優先株式10株に対して、紀陽銀行の優先株式1株を割当て交付いたします。

#### (5) 合併に係る割当ての内容の算定根拠

本合併は、完全親子会社間の合併であり、当社の株主構成と合併後の紀陽銀行の株主構成に基本的な変化はなく、また、当社の第4回第一種優先株式と実質的に同様の内容の優先株式を割り当てることから、各株主の保有する権利内容にも実質的に変更は生じません。

よって、株主の皆様にも不利益を与えないことを第一義に、合併後の紀陽銀行の株式の投資単位については当社の株式の投資単位を維持しつつ、東京証券取引所の有価証券上場規程に則ることを目的に、当社の普通株式及び優先株式それぞれ10株に対して、紀陽銀行の普通株式及び優先株式1株を割当て交付し、あわせて合併後の紀陽銀行の定款において、単元株式を1,000株から100株に変更することとします。（なお、平成25年10月1日をもって、東京証券取引所市場第一部に上場予定である紀陽銀行の普通株式の売買単位も、100株になる予定です。）

また、上記のとおり、本合併により株主構成、各株主の保有する権利内容にも実質的に変更は生じないことから、第三者機関の算定は行いません。

##### (注1) 単元未満株式の取り扱い

本合併により、紀陽銀行の普通株式について単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる株主の皆様（現在、1,000株未満の当社普通株式を所有する株主の皆様）は、合併前と同様に証券取引市場において単元未満株式を売却することはできません。ただし、会社法第192条第1項の規定に基づき、その保有する単元未満株式の買取を紀陽銀行に請求することができ、また、紀陽銀行において別途行う会社法第194条に基づく単元未満株式売渡請求に係る定款の定めを設ける旨の定款変更の効力が発生した場合には、会社法第194条および紀陽銀行の定款の定めに基づき、その保有する紀陽銀行の単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを、紀陽銀行に対して請求（以下、「売渡請求」）することができます。

ただし、売渡請求の合計株式数が紀陽銀行の保有する自己株式数を超過しているとき等、かかる売渡請求が認められない場合もあります。

##### (注2) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、紀陽銀行の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、紀陽銀行が当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金銭の交付を行います。

#### (6) 引継資産・負債の状況

紀陽銀行は、平成25年3月31日現在の当社の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を引き継ぎいたします。



(7) 相手会社の主な事業の内容、規模

(平成25年6月30日現在)

商号	株式会社紀陽銀行
事業の内容	銀行業
本店の所在地	和歌山市本町1丁目35番地
代表者の氏名	取締役頭取 片山 博臣
資本金の額	80,096百万円 (単体)
発行済株式数	普通株式 669,595,567株
	第2回優先株式 8,000,000株
	第二種優先株式 16,100,000株
純資産の額	169,980百万円 (単体)
総資産の額	3,979,093百万円 (単体)
決算期	3月31日
株主構成	当社 (100%)

(8) 合併の期日

平成25年10月1日 (予定)

(9) その他の重要な事項

当社は、平成25年9月26日に上場廃止となる予定ですが、吸収合併存続会社である紀陽銀行は、本合併の効力発生日である平成25年10月1日付で、東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間末における連結財政状態につきましては、総資産が3兆9,861億円、純資産が1,872億円となりました。貸出金につきましては、前連結会計年度末比563億円減少の2兆5,196億円となりました。預金・譲渡性預金につきましては、個人預金や法人預金を中心に増加し、前連結会計年度末比524億円増加の3兆6,330億円となりました。また、有価証券につきましては、前連結会計年度末比1,489億円増加の1兆1,335億円となりました。

当第1四半期連結累計期間の連結経営成績につきましては、その他業務収益や貸倒引当金戻入益が減少したことなどにより、経常収益は、前年同期比14億27百万円減少の198億83百万円となりました。一方、経常費用につきましては、資金調達費用や有価証券の減損処理額が減少したことなどにより、前年同期比20億56百万円減少の142億31百万円となりました。以上の結果、連結経常利益は前年同期比6億28百万円増加の56億51百万円、連結四半期純利益につきましては、前年同期比7億71百万円増加の39億78百万円となりました。

セグメントの業績につきましては、報告セグメントの銀行業は、上記の要因等により、セグメント経常収益が前年同期比11億84百万円減少の183億11百万円、セグメント利益は前年同期比7億24百万円増加の52億83百万円となりました。報告セグメント以外のその他（リース業務、クレジットカード業務や電子計算機関連業務など）につきましては、セグメント経常収益が前年同期比1億87百万円減少の24億88百万円、セグメント利益は前年同期比1億8百万円減少の4億50百万円となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第1四半期連結累計期間の資金運用収支は、有価証券利息配当金が増加したこと等から、資金運用収益が前年同期比1億50百万円増加の141億75百万円となり、預金利息が減少したこと等から、資金調達費用が前年同期比3億76百万円減少の11億30百万円となったため、前年同期比5億27百万円増加の130億45百万円となりました。うち国内業務部門は121億20百万円となりました。役務取引等収支は、投資信託の販売手数料等が増加したこと等から、前年同期比99百万円増加の19億52百万円となりました。うち国内業務部門は19億40百万円となりました。その他業務収支は、債券関係損益が減少したこと等から、前年同期比3億30百万円減少の3億32百万円となりました。うち国内業務部門は2億52百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	11,748	769	12,518
	当第1四半期連結累計期間	12,120	924	13,045
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	13,196	920	14,025
	当第1四半期連結累計期間	13,199	1,023	14,175
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	1,447	151	1,506
	当第1四半期連結累計期間	1,078	98	1,130
役務取引等収支	前第1四半期連結累計期間	1,838	14	1,853
	当第1四半期連結累計期間	1,940	11	1,952
うち役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	2,824	27	2,852
	当第1四半期連結累計期間	2,918	26	2,944
うち役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	985	13	999
	当第1四半期連結累計期間	977	14	992
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	463	199	662
	当第1四半期連結累計期間	252	79	332
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	1,939	199	2,138
	当第1四半期連結累計期間	1,095	90	1,185
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	1,476	—	1,476
	当第1四半期連結累計期間	842	10	853

(注) 1 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第1四半期連結累計期間の役務取引等収益は、投資信託の販売手数料等が増加したこと等から、前連結会計年度比92百万円増加し29億44百万円となりました。うち国内業務部門は29億18百万円となりました。また、役務取引等費用は7百万円減少し9億92百万円となりました。うち国内業務部門は9億77百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	2,824	27	2,852
	当第1四半期連結累計期間	2,918	26	2,944
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	625	—	625
	当第1四半期連結累計期間	624	—	624
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	691	27	719
	当第1四半期連結累計期間	680	25	706
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	5	—	5
	当第1四半期連結累計期間	7	—	7
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	71	—	71
	当第1四半期連結累計期間	71	—	71
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	180	—	180
	当第1四半期連結累計期間	179	—	179
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	199	0	199
	当第1四半期連結累計期間	193	0	193
うち投資信託・保険販売業務	前第1四半期連結累計期間	583	—	583
	当第1四半期連結累計期間	671	—	671
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	985	13	999
	当第1四半期連結累計期間	977	14	992
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	132	10	143
	当第1四半期連結累計期間	131	11	142

(注) 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	3,493,835	8,634	3,502,470
	当第1四半期連結会計期間	3,584,552	7,032	3,591,584
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	1,589,835	—	1,589,835
	当第1四半期連結会計期間	1,683,820	—	1,683,820
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	1,862,796	—	1,862,796
	当第1四半期連結会計期間	1,852,325	—	1,852,325
うちその他	前第1四半期連結会計期間	41,204	8,634	49,838
	当第1四半期連結会計期間	48,406	7,032	55,438
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	36,383	—	36,383
	当第1四半期連結会計期間	41,417	—	41,417
総合計	前第1四半期連結会計期間	3,530,219	8,634	3,538,853
	当第1四半期連結会計期間	3,625,969	7,032	3,633,001

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2 定期性預金＝定期預金

3 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残構成比)

業種別	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,480,570	100.00	2,519,609	100.00
製造業	379,895	15.31	373,994	14.84
農業、林業	2,459	0.10	2,542	0.10
漁業	2,016	0.08	2,078	0.08
鉱業、採石業、砂利採取業	4,387	0.18	4,088	0.16
建設業	97,269	3.92	94,127	3.74
電気・ガス・熱供給・水道業	12,533	0.50	18,728	0.74
情報通信業	9,185	0.37	8,790	0.35
運輸業、郵便業	62,834	2.53	68,207	2.71
卸売業、小売業	279,994	11.29	285,551	11.33
金融業、保険業	76,906	3.10	69,282	2.75
不動産業、物品賃貸業	320,379	12.92	315,085	12.51
各種サービス業	193,894	7.82	203,768	8.09
地方公共団体	226,516	9.13	267,588	10.62
その他	812,301	32.75	805,779	31.98
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,480,570	—	2,519,609	—

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更はなく、また新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,798,381,105
第一種優先株式	101,734,000
第二種優先株式	4,170,000
第三種優先株式	6,000,000
計	1,910,285,105

(注) 1 発行可能株式総数につき、「普通株式又は優先株式につき消却があった場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。

2 定款上の「発行可能株式総数」では、普通株式は1,800,000,000株、第一種優先株式160,000,000株、第二種優先株式10,000,000株、第三種優先株式30,000,000株となっておりますが、普通株式については子銀行より買取った自己株式1,618,895株を消却したことにより1,798,381,105株となり、優先株式については当第1四半期会計期間末までに消却により、第一種優先株式、第二種優先株式、及び第三種優先株式の発行可能株式総数はそれぞれ58,266,000株、5,830,000株、24,000,000株減少し、それぞれ101,734,000株、4,170,000株、6,000,000株となっております。

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	745,017,053	745,017,053	東京証券取引所 (市場第1部)	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 (注)2,3,4
第4回第一種優先株式(注)1	23,000,000	23,000,000	—	(注)2,3,4,5,6,7
計	768,017,053	768,017,053	—	—

(注) 1 当社が発行する優先株式は企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2 当社の単元株式数は、普通株式及び優先株式のそれぞれにつき、1,000株であります。

3 提出日現在発行数には、平成25年8月1日から当四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の変更は含まれておりません。

4 定款において、会社法第322条第2項に規定する定めはしておりません。また、優先株式の議決権につきましては、以下の7(3)の「議決権」に記載のとおりであり、財務政策上の柔軟性を確保するために、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

5 「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」である優先株式の特質につきましては、普通株式を対価とする取得請求権の行使に際して、株価の変動による取得価額の変動により受取普通株式数は増減し、その修正基準・頻度及び行使価額の下限を定めており、これらの詳細については以下の、7(5)・(6)の「普通株式を対価とする取得の請求」及び「普通株式を対価とする一斉取得」に記載のとおりであります。

また、当社優先株式について、期間内において取得請求のなかった全てを一斉取得する旨を定めており、その詳細については以下の7(6)の「普通株式を対価とする一斉取得」に記載のとおりであります。

- 6 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決め、及び提出者の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間での取決めはありません。
- 7 第4回第一種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

第4回第一種優先株式を有する株主(以下「第4回第一種優先株主」という。)または第4回第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第4回第一種優先登録株式質権者」という。)に対しては、次に定める額の期末配当金(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記④の中間配当金(以下「優先中間配当金」という。)を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

① 優先配当金

当会社が定款第47条に定める期末配当金を支払うときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき、その払込金相当額(700円)に、当該期末配当金の基準日の属する事業年度における以下に定める配当年率を乗じて算出した額(ただし、平成19年3月31日を基準日とする優先配当金については、この額に、払込期日より平成19年3月31日までの実日数である139を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額)(円単位未満小数点第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入する。以下「第4回第一種優先配当金」という。)を支払う。

配当年率は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 1.150%

配当年率は、%単位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、上限は7.500%とする。

配当年率の見直し日は、平成19年4月1日以降の毎年4月1日とする。

「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、払込期日以降平成19年3月31日までの事業年度においては払込期日の午前11時または午前11時に可及的に近い時点における日本円TIBOR(12ヶ月物)(Telerate17097ページ)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、平成19年4月1日以降の各事業年度においては、各事業年度に含まれる配当年率の見直し日(配当年率の見直し日が営業日でない場合は前営業日)の午前11時または午前11時に可及的に近い時点における日本円TIBOR(12ヶ月物)(Telerate17097ページ)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、「日本円TIBOR(12ヶ月物)」は、東京インターバンク市場における12ヶ月物の円資金貸借取引のオファードレートとして合理的に決定する利率(年率で表される。)を指すものとする。

② 非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第4回第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対しては、第4回第一種優先配当金を超えて配当を行わない。

④ 優先中間配当金

当会社が定款第48条に定める中間配当を行うときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき当該中間配当の基準日の属する事業年度の直前事業年度に基準日の属する第4回第一種優先配当金の額の2分の1に相当する金額を優先中間配当金として支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき700円を支払う。第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。



(3) 議決権

第4回第一種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。ただし、第4回第一種優先株主は、定時株主総会に第4回第一種優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第4回第一種優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(4) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めある場合を除き、第4回第一種優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。第4回第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 普通株式を対価とする取得の請求

第4回第一種優先株主は、当会社が第4回第一種優先株式を取得すると引換に、当会社の普通株式を交付することを請求(以下「取得請求」という。)することができるものとし、その内容については次のとおりである。

①取得を請求し得べき期間

平成23年10月1日から平成28年9月30日までとする。

②当初取得価額

当初取得価額は、平成23年10月1日の時価とする。「時価」とは、平成23年10月1日(同日を含まない。)の直近の3取引日(終値(気配表示を含む。))のない日を除き、以下「当初時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「当初取得価額」という。)とする。なお、当初時価算定期間内に、下記④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当初取得価額は、下記④に準じて調整される。

③取得価額の修正

平成23年10月2日から平成28年9月1日までの毎月1日(以下「修正日」という。)に、取得価額は、各修正日(同日を含まない。)の直近の3取引日(終値(気配表示を含む。))のない日を除き、以下「修正時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正日価額」という。)に修正される。なお、修正時価算定期間内に、下記④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、修正後の取得価額は、下記④に準じて調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後の取得価額が当初取得価額の50%(以下「下限取得価額」という。ただし、下記④による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の取得価額は下限取得価額とする。

④取得価額の調整

(ア) 取得価額(上記③の下限取得価額を含む。)は、当会社が第4回第一種優先株式を発行後、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整される(以下当該調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \cdot \text{処分価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後取得価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(a) 取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行しまたは当会社の有する普通株式を処分する場合(ただし、当会社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(「新株予約権」には、新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(b) 株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合(無償割当に関しては、当会社の有する普通株式を処分する場合を含む。以下同じ。)

調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、または基準日を定めずに無償割当てをする場合はその効力発生日以降、これを適用する。

- (c) 当該証券(権利)を当社が取得するのと引換に、取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付されるもしくは交付を請求できる証券(権利)(新株予約権を含む。以下同じ。)、または取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行(無償割当てを含む。)または交付する場合

調整後取得価額は、募集もしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日、基準日がない場合はその証券(権利)の払込期日(ただし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の終わりに、発行(無償割当てを含む。)または交付される証券(権利)の全てが当初の条件で取得されもしくは取得請求がなされ、または新株予約権の全てが当初の条件で行使されたものとみなして(ただし、取得価額および行使価額が複数存在する場合には、もっとも低い価額で当社普通株式の交付を受けられる条件によって、取得されもしくは取得請求がなされ、または新株予約権が行使されたものとみなして)、取得価額調整式を準用して算出するものとし、募集もしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日、基準日がない場合にはその証券(権利)の払込期日(ただし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、その取得価額または行使価額が上記の各時点では確定していない場合は、調整後取得価額は、当該価額の確定時点において、発行(無償割当てを含む。)または交付された証券(権利)のうち残存する全てが当該確定時点の条件で取得されもしくは取得請求がなされ、または残存する新株予約権の全てが当該確定時点の条件で行使されたものとみなして、取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額の確定時点の翌日以降、これを適用する。

- (イ) 上記(ア)(a)(b)(c)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換、株式移転、または普通株式の併合、その他会社の発行済普通株式総数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生等により取得価額の調整を必要とする場合には、その後の取得価額は、当社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。
- (ウ) 取得価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(ア)または(イ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記(ア)または(イ)に準じて調整される。
- (エ) 取得価額調整式で使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (オ) 取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数(当該日における当社が有する当社普通株式数を除く。)に、当該取得価額の調整前に、上記④(ア)(イ)に基づくみなしの結果、新規発行・処分普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式数を加えたものとする。また、上記(ア)(b)の場合には、取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」には、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (カ) 取得価額調整式で使用する「1株当たり払込金額・処分価額」とは、
- (a) 上記(ア)(a)の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、
- (b) 上記(ア)(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、
- (c) 上記(ア)(c)の、当該証券(権利)を当社が取得するのと引換えに、取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付されるもしくは交付を請求できる証券(権利)、または取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行(無償割当てを含む。)または交付する場合は、それぞれ、当初の取得価額または新株予約権の行使価額(取得価額および行使価額が複数存在する場合には、そのうちでもっとも低い価額)(その取得価額または行使価額が発行の時点では確定していない場合は、当該価額が確定した時点における当該価額)をそれぞれいうものとする。

(キ) 取得価額調整式により算出された調整後取得価額を調整前取得価額から差引いた額が±1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただしその後、次の取得価額の修正日が到来する前に取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額から上記差額を差引いた額を使用する。

⑤取得請求により交付すべき普通株式数

第4回第一種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第4回第一種優先株主が取得請求に際して提出した第4回第一種優先株式数} \times 700 \text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

⑥取得請求により交付する株式の内容

株式会社紀陽ホールディングス普通株式

⑦取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号  
三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

⑧取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑦に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第4回第一種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(6)普通株式を対価とする一斉取得

当社は、平成28年9月30日までに取得請求のなかった第4回第一種優先株式の全てを、平成28年10月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換に、各第4回第一種優先株主に対して、第4回第一種優先株式1株につき、その払込金相当額(700円)を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。なお、上記45取引日の間に、上記(5)④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、一斉取得価額は、当会社取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、当該平均値が下限取得価額を下回るときは、当該下限取得価額で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。上記の普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(7)優先順位

第4回第一種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、当社の他の第一種優先株式、第二種優先株式および第三種優先株式と同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減 額(百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日 ～ 平成25年6月30日	普通株式 —  第4回第一種 優先株式 —	普通株式 745,017  第4回第一種 優先株式 23,000	—	58,350	—	47,044

(注) 1 当第1四半期会計期間末から平成25年7月31日までに、優先株式の取得請求権の行使による株式数の変更は該当ございません。

2 平成25年8月1日から当四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の変更は確認できませんので記載しておりません。

3 平成25年6月27日開催の定時株主総会決議により、平成25年7月30日に、資本準備金47,044百万円のうち、19,320百万円をその他資本剰余金に振り替えいたしました。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主の状況が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成25年3月31日現在で記載しております。

### ① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第4回第一種優先株式 23,000,000	—	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式等) 普通株式 10,999,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 731,717,000	731,717	(注)2
単元未満株式	普通株式 2,301,053	—	1単元未満の株式 (注)3
発行済株式総数	普通株式 745,017,053 優先株式 23,000,000	—	—
総株主の議決権	—	731,717	—

(注) 1 株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己保有株式748株が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社紀陽ホールディングス	和歌山市本町1丁目35	10,999,000	—	10,999,000	1.47
計	—	10,999,000	—	10,999,000	1.47

(注) 上記のほか、連結財務諸表および財務諸表において自己株式と認識している当社株式が3,651,000株あります。これは、従業員株式所有制度の導入に伴い、当事業年度末において「野村信託銀行株式会社(紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会専用信託口)」(以下「信託口」という。)が所有している当社株式であり、当社と信託口は一体であると認識し、信託口が所有する当社株式を自己株式として計上していることによるものであります。

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

- 1 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)及び第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	188,043	199,495
コールローン及び買入手形	110,000	60,591
買入金銭債権	941	1,002
商品有価証券	1,415	1,664
有価証券	※2 984,649	※2 1,133,563
貸出金	※1 2,575,933	※1 2,519,609
外国為替	2,103	1,990
その他資産	28,738	30,454
有形固定資産	33,045	32,857
無形固定資産	10,940	10,679
繰延税金資産	5,592	7,403
支払承諾見返	13,467	13,144
貸倒引当金	△27,401	△26,274
資産の部合計	3,927,469	3,986,181
<b>負債の部</b>		
預金	3,532,474	3,591,584
譲渡性預金	48,042	41,417
債券貸借取引受入担保金	73,918	86,475
借入金	24,891	24,792
外国為替	11	19
社債	10,000	10,000
その他負債	32,900	30,354
退職給付引当金	31	31
役員退職慰労引当金	32	32
睡眠預金払戻損失引当金	732	683
偶発損失引当金	362	372
支払承諾	13,467	13,144
負債の部合計	3,736,865	3,798,907
<b>純資産の部</b>		
資本金	58,350	58,350
資本剰余金	47,947	47,958
利益剰余金	61,165	62,700
自己株式	△1,657	△1,622
株主資本合計	165,805	167,386
その他有価証券評価差額金	22,514	17,142
繰延ヘッジ損益	△134	333
その他の包括利益累計額合計	22,379	17,476
少数株主持分	2,418	2,410
純資産の部合計	190,604	187,273
負債及び純資産の部合計	3,927,469	3,986,181

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
 【四半期連結損益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
経常収益	21,310	19,883
資金運用収益	14,025	14,175
(うち貸出金利息)	10,960	10,399
(うち有価証券利息配当金)	2,966	3,665
役務取引等収益	2,852	2,944
その他業務収益	2,138	1,185
その他経常収益	※1 2,294	※1 1,577
経常費用	16,287	14,231
資金調達費用	1,506	1,130
(うち預金利息)	1,192	840
役務取引等費用	999	992
その他業務費用	1,476	853
営業経費	10,690	10,610
その他経常費用	※2 1,614	※2 644
経常利益	5,023	5,651
特別利益	1	—
固定資産処分益	1	—
特別損失	7	1
固定資産処分損	7	1
税金等調整前四半期純利益	5,018	5,650
法人税、住民税及び事業税	196	994
法人税等調整額	1,595	685
法人税等合計	1,791	1,680
少数株主損益調整前四半期純利益	3,226	3,970
少数株主利益又は少数株主損失(△)	19	△8
四半期純利益	3,207	3,978



【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,226	3,970
その他の包括利益	1,710	△4,897
その他有価証券評価差額金	1,583	△5,365
繰延ヘッジ損益	126	468
四半期包括利益	4,936	△927
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,918	△924
少数株主に係る四半期包括利益	18	△2

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
破綻先債権額	1,981百万円	3,001百万円
延滞債権額	82,542百万円	81,985百万円
3ヵ月以上延滞債権額	34百万円	51百万円
貸出条件緩和債権額	9,392百万円	9,884百万円
合計額	93,950百万円	94,923百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※2 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
14,192百万円	13,957百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
貸倒引当金戻入益	1,398百万円	676百万円
償却債権取立益	489百万円	262百万円

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
貸出金償却	554百万円	456百万円
株式等償却	889百万円	— 百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
減価償却費	985百万円	988百万円
のれんの償却額	419百万円	419百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年 6月28日 定時株主 総会	普通株式	2,231	3.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
	第4回第一種優先株式	495	11.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年 6月27日 定時株主 総会	普通株式	2,202	3.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
	第4回第一種優先株式	253	11.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合 計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額
	銀行業				
経常収益					
外部顧客に対する 経常収益	19,319	1,991	21,310	—	21,310
セグメント間の内部 経常収益	176	684	860	△860	—
計	19,495	2,675	22,171	△860	21,310
セグメント利益	4,559	558	5,117	△94	5,023

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、事務代行業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務、クレジットカード業務、電子計算機関連業務を含んでおります。

3 セグメント利益の調整額△94百万円は、セグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合 計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額
	銀行業				
経常収益					
外部顧客に対する 経常収益	18,132	1,750	19,883	—	19,883
セグメント間の内部 経常収益	179	737	917	△917	—
計	18,311	2,488	20,800	△917	19,883
セグメント利益	5,283	450	5,734	△82	5,651

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、事務代行業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務、クレジットカード業務、電子計算機関連業務を含んでおります。

3 セグメント利益の調整額△82百万円は、セグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	円	4.35	5.45
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	3,207	3,978
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	3,207	3,978
普通株式の期中平均株式数	千株	738,133	730,560
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	円	3.16	4.76
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	275,524	104,820
うち優先株式	千株	275,524	104,820
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		—	—

(重要な後発事象)

(資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金への振り替え)

当社は、平成25年 6 月27日開催の定時株主総会において、次のとおり、資本準備金の一部をその他資本剰余金に振り替えることを決議し、平成25年 7 月30日付で効力が発生しております。

1 資本準備金の振り替えの目的

会社法第448条第 1 項の規定に基づき、公的資金に係る優先株式の取得を目的として行っております。

2 資本準備金の額の減少

資本準備金の額47,044百万円のうち19,320百万円が減少し、同額その他資本剰余金が増加しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。





# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月 7日

株式会社紀陽ホールディングス  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川	井	一	男	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥	田		賢	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅	津		広	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽ホールディングスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社紀陽ホールディングス及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。



**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年8月9日

**【会社名】** 株式会社紀陽ホールディングス

**【英訳名】** Kiyoholdings, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 片山博臣

**【最高財務責任者の役職氏名】** ー

**【本店の所在の場所】** 和歌山市本町1丁目35番地

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長片山博臣は、当社の第9期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。